

1団体あたり1事業

最大 **50** 万円

※助成対象経費の2分の1以内
※芸術文化専門委員会にて審査
交付金額を決定

【助成事業例】

- ◎ホールでの演奏会・合唱祭・演劇鑑賞会
- ◎美術・書道などの文化芸術の公募展や展示会
- ◎文化芸術などの体験型ワークショップ

etc...

令和6年度 藤沢の文化芸術を応援します!!

文化芸術活動団体事業 助成金募集案内

この助成金は、市民の自主的な文化活動の支援及び藤沢市の文化芸術の振興を図ることを目的に、藤沢市を中心に活動する文化芸術活動団体が実施する事業を対象に交付するものです。

●事業実施対象期間●

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施され、完了する事業

申請
期間

令和5年12月15日から令和6年1月31日まで

※提出書類をご郵送またはご持参ください。休館日にご注意ください。

基本評価項目

発展性

将来にわたり事業の発展が期待できる。

公益性

広く市民または市域全体の活動・参加が見込まれる。

発信性

市民に向けて活動又は芸術文化の普及・振興を発信している。

創造性

先駆的な創作活動、独自性に富む事業と認められる。

特別評価項目

次世代育成

文化芸術の次世代を担う青少年を育成する取組

障がい者芸術活動支援

障がい者と文化芸術を繋ぐ取組

※藤沢市及び本財団の文化芸術に関わる方針、施策及び計画の効果的な推進を図るため、特別評価項目を設けています。これに該当する事業は、規定に従い審査において加点します。



公益財団法人

藤沢市みらい創造財団 芸術文化事業課

〒251-0026 藤沢市鵜沼東8番1号

☎.0466-28-1135 Fax.0466-25-1525 E-mail arts@f-mirai.jp

笑顔あふれるみらいを
応援します



詳しい情報は、ホームページをご覧ください。また、ご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

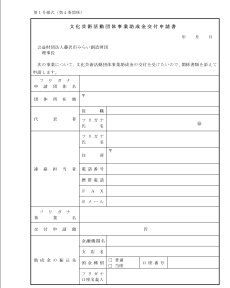
助成金の対象経費

助成対象経費は、申請事業に要する直接的な経費のうち、下記に掲げる助成対象外経費を除いた経費とします。

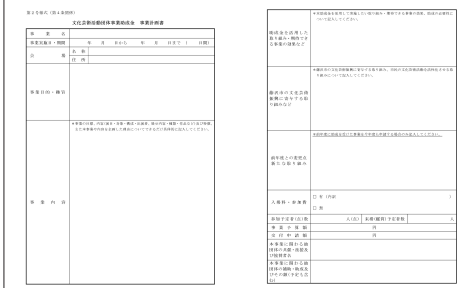
- ①入場券の販売に係る手数料
- ②有料にて来場者等に頒布するプログラム、図録及び資料の作成費
- ③自ら設置し又は管理する会場施設において実施するときの会場使用料
- ④レセプションパーティー及び懇親会に係る経費
- ⑤飲食にかかる経費
- ⑥賞金、賞品及び記念品にかかる経費
- ⑦参加者及び出演者の傷害保険料その他の保険料
- ⑧楽器及び備品の購入費
- ⑨接待交際費
- ⑩租税公課
- ⑪役務などの対価としての必要性が認められないもの
- ⑫市場価格と比して著しく高いと認められるもの
- ⑬その他助成対象経費として適当でないと思われるもの

必要な提出書類一覧 様式はHPからダウンロード可

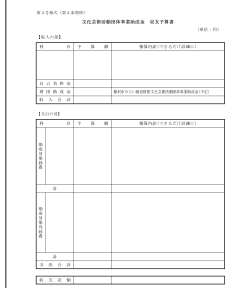
①申請書



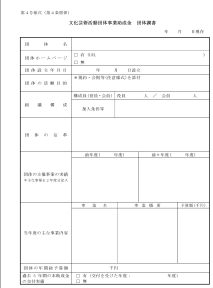
②事業計画書（両面）



③収支予算書



④団体調書



- ⑤規約・会則等（1部）
- ⑥前回実施事業のチラシ・プログラム・新聞記事など（任意）

【注意事項】

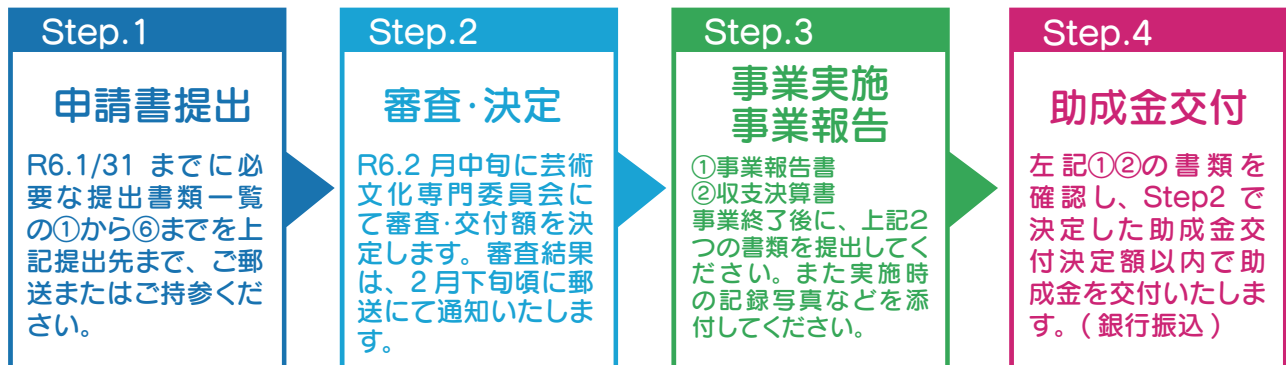
- 申請できる事業数は、1団体あたり1事業です。
- 申請書類は、指定の様式を使用してください。
- 申請書類に関して問い合わせをすることがありますので、写しを保管してください。
- 申請書類は、楷書で分かりやすく記入してください。
- 申請書類に記入漏れや不備があった場合、審査対象外になることがあります。

提出先

〒251-0026 藤沢市鶴沼東8番1号
公益財団法人藤沢市みらい創造財団 芸術文化事業課 TEL0466-28-1135

【休館日】月曜日及び祝祭日の翌日・年末年始 12/28 から 1/4 まで

助成金審査から決定・交付までの流れ



※助成金の交付が決定した事業を実施する際は、作成する各種印刷物及びホームページなどに必ず本財団の名称及び助成金が交付された事業である旨を記載してください。

※助成金が交付された事業に、委員会委員及び財団職員による現地調査をおこなう場合があります。

※事業実施前に助成金交付をご希望の場合は、ご相談いただきますようお願いいたします。

その他、詳しい交付要綱がホームページに掲載されていますので、ご確認ください。